



やさしさとふれあいの西東京に暮らし まちを楽しむ

西東京

主な内容

- eTAX(電子申告・電子申請)が便利です…… 3
- 西東京市の財政状況をお知らせします…6・7
- 成人式のご案内…10
- 議場コンサート(弦楽四重奏)…11
- 第13回西東京市ロードレース大会…12

No.294

平成24年(2012)

12/1

市役所代表番号 ☎042-464-1311

発行／西東京市

編集／企画部秘書広報課 〒188-8666 東京都西東京市南町5-6-13

配布／シルバー人材センター ☎042-425-6611

詳しくはWebで

西東京市Web

検索

HPアドレス <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>

携帯電話 <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/mobile/>



第46回衆議院議員選挙・東京都知事選挙

最高裁判所裁判官国民審査

投票日は12月16日(日)午前7時～午後8時

行こう、選挙!

わたしたちの代表者を選ぶ大切な選挙です。貴重な一票を大切に必ず投票しましょう。

◆選挙管理委員会事務局 保 (☎042-438-4090)



第46回衆議院議員選挙

最高裁判所裁判官国民審査

小選挙区選出議員選挙は、西東京市、小平市、国分寺市および国立市の4市で東京都第19区となり、第19区から1人の議員を選ぶことになります。

比例代表選出議員選挙は、政党などが主体の選挙で、全国11の選挙区(ブロック)ごとに行われ、その投票数に応じて政党などが届け出た名簿登録者の順位に従って当選人が決まります。

また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われます。

投票できる方

- ①すでに市の選挙人名簿に登録されている方
- ②平成4年12月17日以前に生まれた方で平成24年9月3日以前に転入届をし、引き続き住民登録をされている方
- ③在外選挙人証を交付されている方(一時帰国などでも、投票される際には必ず在外選挙人証の提示が必要です)
※在外選挙人は指定在外選挙投票区(第19投票区 西東京市役所保谷庁舎)投票所です。それ以外の投票所では投票できません。

最近住所を移した方

【西東京市に転入】
平成24年9月4日以降に西東京市に転入届を出した方は、前住所の選挙管理委員会で選挙人名簿の登録を確認してください。名簿登録地で投票できます。

【西東京市を転出】
西東京市を転出した方は、西東京市の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。ただし、転出先の市区町村の選挙人名簿に登録された場合および平成24年8月3日以前に転出した方は西東京市では投票できません。

【市内転居】
市内で転居し、11月21日以後に届け出をした方は、転居前の住所の投票区域の投票所で投票してください(入場整理券の投票所をお確かめください)。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に仕事・旅行・病気などの理由で投票所に行くことができない方は期日前投票をご利用ください。

□投票期間

【衆議院議員選挙】

12月5日(水)～15日(土)

【最高裁判所裁判官国民審査】

12月9日(日)～15日(土)

※12月5日(水)～8日(土)は衆議院議員選挙だけの投票です。ご注意ください。

□投票時間

午前8時30分～午後8時

□投票場所

- ①田無庁舎2階203会議室
 - ②保谷庁舎別棟会議室B・C
- ※いずれの期日前投票所・不在者投票所でも投票できます(在外選挙人の場合は、保谷庁舎のみです)。

□投票に必要なもの

入場整理券(届いている場合)

※印鑑は不要です。

※投票日当日または期日前投票期間中に選挙権を取得する方で投票する日に選挙権を取得していない場合は、不在者投票になります。

投票の方法

- ①はじめに小選挙区選出議員選挙の投票用紙(ピンク色)を渡します。候補者の氏名を1人だけはっきりと書いて投票箱に投票してください。
 - ②次に比例代表選出議員選挙の投票用紙(浅黄色)と最高裁判所裁判官国民審査(白色)の投票用紙を同時に渡します。
- ◎比例代表選出議員選挙の投票用紙に、政党などの名称または略称を1つ書いてください。
- ◎最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙は裁判官の氏名が印刷されていますので、やめさせたいと思う裁判官がいる場合は、氏名上の空欄に×を書いてください。
- ※2人以上書いたり、記号や符号など関係ないことを書くと無効となります。

東京都知事選挙

投票できる方

- ①すでに市の選挙人名簿に登録されている方
- ②平成4年12月17日以前に生まれた方で平成24年8月28日以前に転入届をし、引き続き住民登録をされている方
- ③すでに西東京市の選挙人名簿に登録されている方で、東京都区域内に住所を移し、引き続き居住している方。転入先の区市町村長の発行する引き続き証明書(住民票の選挙用は無料)をあらかじめ用意してください。

最近住所を移した方

【都内の区市町村からの転入】
平成24年8月29日以降に都内の区市町村から西東京市に転入届を出した方は、西東京市では投票できませんが、前住所地の選挙人名簿に登録がある方は前住所地で投票できますので、前住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください。

その際、引き続き証明書が必要です。市民課で発行します(住民票の選挙用は無料)。

【他の道府県からの転入】

平成24年8月29日以降に東京都外から転入届を出した方は、今回の投票はできません。

【東京都外への転出】

投票の前に東京都外へ転出した方は、投票できません。

【市内転居】

市内で転居し、11月21日以後に届け

出をした方は、転居前の住所の投票区域の投票所で投票してください(入場整理券の投票所をお確かめください)。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に仕事・旅行・病気などの理由で投票所に行くことができない方は期日前投票をご利用ください。

□投票期間

11月30日(金)～12月15日(土)

□投票時間

午前8時30分～午後8時

□投票場所

- ①田無庁舎2階203会議室
 - ②保谷庁舎別棟会議室B・C
- ※いずれの期日前投票所・不在者投票所でも投票できます。

□投票に必要なもの

入場整理券(届いている場合)

※印鑑は不要です。

※投票日当日または期日前投票期間中に選挙権を取得する方で投票する日に選挙権を取得していない場合は、不在者投票になります。

投票の方法

投票用紙(うぐいす色)を渡します。候補者の氏名を1人だけはっきりと書いて投票箱に投票してください。

※2人以上書いたり、記号や符号など関係ないことを書くと無効となります。

投票所入場整理券

各世帯宛に、封書でお送りします。ご自分の入場整理券をお持ちになり、投票所へお出かけください。

期日前投票にお越しになる方は、投票所入場整理券の裏面に「期日前投票宣誓書兼請求書」が印刷されていますので、あらかじめご記入いただくと便利です。

今回の選挙は現行の投票区で行います。市報11月15日号でお知らせした投票区の変更は、平成25年1月1日以降の選挙から適用されますので、入場整理券をご確認のうえ、お間違のないようにお越しください。

両選挙の共通事項のお知らせは2面をご覧ください。

